

武力攻撃事態等に備えた、 国民保護法に基づく行動



公助の下、自助・共助

全国防衛協会連合会

はじめに

本小冊子は、全国防衛協会連合会が、主として防衛協会会員の皆様を対象として、『国民保護法（全10章194条）』に関する理解を深めていただくために作成したものです。

国民保護法の中でも、特に国民としてどう行動するのかを理解していただくことに焦点を当てて作成しました。

わが国有事の法律のうち、最も根本的かつ重要な国民保護法について、まだまだ周知されていないことに問題意識を持っています。防衛協会会員の皆様に、国民保護法に対する理解を深めていただき、防衛協会の目的の1番目である「防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与する」ための活動として、「国民保護法に基づく行動」を周知していただきたく思います。

国民保護法は、施行から約17年が経過（2021年4月時点）しています。その内容は、読みこなすことも理解することも難しい膨大な条文数から構成されている法律です。同法に基づいて国民を保護するためには、国や地方自治体の担当者のみならず、国民一人一人が法律を理解し、対処訓練を継続することが必要です。

国民保護法では、国が態勢整備を万全にする責務を有しています。そして国の方針に基づいて必要な各種措置は各地方公共団体及び指定公共機関等が責任を負うこととなっています。

保護される国民は、基本的に責任を負わないこととなっていますが、武力攻撃事態という国の一大事においては、強制ではない協力を期待されています。

防衛協会会員の皆様のご協力、ご支援を賜り、いざというときに、誰もが戸惑うことなく行動できるように、国民保護法を広く深く国民の間に定着させていきたいと思っております。

本冊子が一助となることを祈念しております。

(表紙イラスト：小川清史常任理事)

着上陸侵攻



「国民保護法」

防衛出動

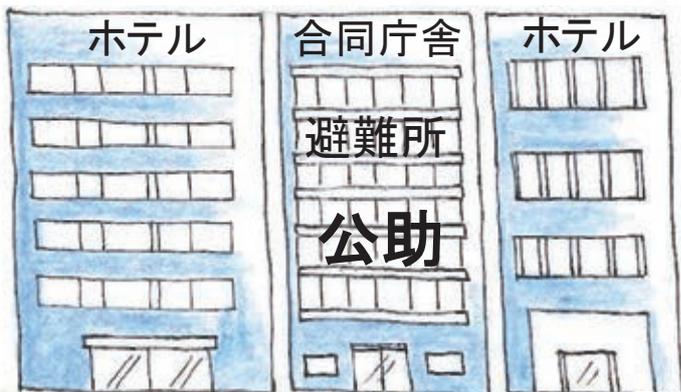
県庁
保護計画作成
避難指示

市役所
警報伝達
避難措置

市民の皆さん
小学校へ誘導します
自主的に避難を

自助

避難経路



県・市町村運営

逐次より安全な避難場所へ



電気・ガス・放送機関は運営

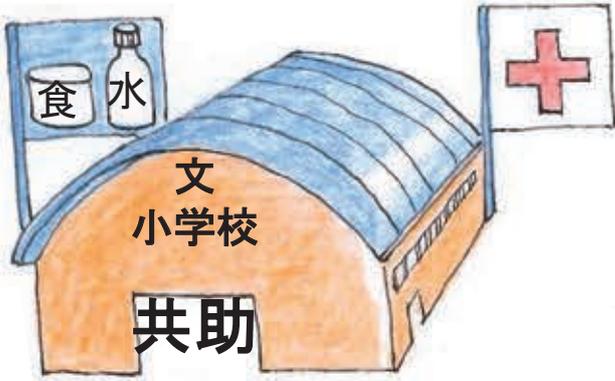
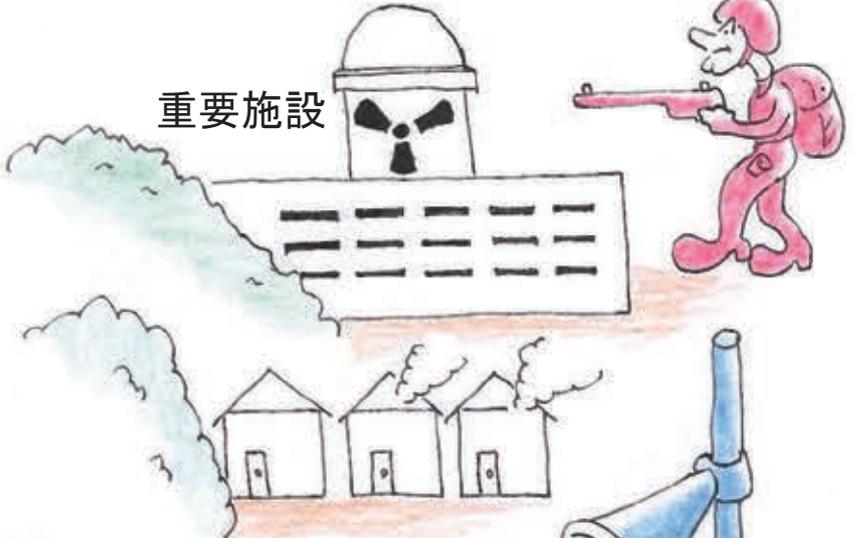
に基づく行動

航空攻撃

ミサイル攻撃

ゲリラ攻撃

国
保護方針
情報提供
○県は避難



-  : 脅威対象
-  : 公助 国・県・市町村・公共機関
-  : 共助 住民同士、協力
-  : 自助 自ら行う

イラストの説明

国民保護法に基づく行動

1 前提としている武力攻撃事態等に対する行動

○着上陸侵攻事態への対応行動は、左半分にあります。

大規模な着上陸侵攻は、事前に攻撃事態を察知できる可能性が高いため、国→県→市町村と必要な警報や避難指示が出されます。

国民は、その指示に従い、避難経路と避難所に避難してください。

避難所には食料、水、医薬品が準備されています。余力のある方は相互に誘導や食料配分や衛生関連の業務を手伝ってください。

○弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・特殊部隊攻撃、航空攻撃等への対応行動は右半分にあります。

事前に兆候を察知することが困難です。兆候を発見した方は、速やかに市町村長等に通報をすることが必要です。

警報や避難指示が緊急に出されることとなるでしょう。化学剤等も散布されることもありますので、布等で鼻口を覆い、速やかに堅牢な建物や、地下に避難してください。余裕のある方は避難場所を付近の方に教えてあげてください。

その後、状況を見て市町村等によって避難所に避難していただきます。

2 国民保護法における公助、共助

○公助：国、地方公共団体が責任をもって国民を保護します。

○共助：国民保護は、公助が基本ですが、非常時には人手が足りません。助け合いや支援は強制ではありませんが、積極的に助け合う共助の精神が大変重要です。

○自助：誘導に従い自ら避難してください。

武力攻撃事態等に備えた、国民保護法に基づく行動

目 次

はじめに

1. 国民保護法に基づく国民の行動

(1) 国民保護法の目的	6
(2) 用語の定義	7
(3) 国や地方公共団体等の責務について	7
(4) 国民の保護に関する計画の作成、及び措置の実施	8
(5) 行政機関の行う訓練、政府による啓発	9
(6) 国民の協力等	9
(7) 発見者の通報義務	9
(8) 住民の避難に関する措置	10

2. 災害対策基本法における住民等の責務

(1) 災害対策の基本理念	14
(2) 住民等の責務	14
(3) 国民保護における避難への活用	15

3. 災害対策基本法との比較

(1) 国民保護法と災害対策基本法との罰則規定の比較	15
(2) 国、地方公共団体等の責務、及び国民（住民）の規定についての比較	16

4. 有事法制の研究

(1) 有事法制の議論の始まり	19
(2) 有事法制研究の概要	19
(3) 有事法制の研究から法律の成立・承認	19

おわりに

別紙 第1 「[国民保護法（抜粋）](#)」

別紙 第2 「[事態対処法（抜粋）](#)」

1. 国民保護法に基づく国民の行動

国民保護法の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」です。平成16（2004）年6月14日に成立し、同年9月17日に施行されました。

なお、国民保護法施行の前年、平成15年「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」）が施行されています。

国民保護法の抜粋を、別紙第1「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）」として掲載しておりますので、別紙第1を参照しつつ、以下の説明を読んでもらいたいと思います。

各説明には、法律のどこから引用したものを明確にするために、（第一条）のように条文番号を括弧書きで付記しました。国民保護法そのものは194条からなる膨大な量の条文から構成されていますが、ここでは努めて個人の行動に焦点をあてて、要約したものに限定して説明しています。

（1）国民保護法の目的

国民保護法の目的は、事態対処法と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することです（第一条）。

国民保護法は、主に国による国民の保護のための措置について記述されています。また、被災現場を包含する都道府県の役割が大きく、警報の通知や緊急通報の発令、避難の指示や避難住民の誘導措置や救援措置等、武力攻撃災害への対処措置等に主導的責務を果たすことが想定され、広域な対応を行うよう規定されています。原則として国からの指示を受けてそれらの任務を実施しますが、緊急時には、国からの指示を待たずに首長独自の判断で上記の行動を取ることができることとなっており、特に都道府県知事には、いざという時の権限が付与されています。さらには市町村が対応すべき措置等も多く記述されています。

一方、国民は守られる立場として記述されています。国民保護法における国民の義務についての記述は、災害対策基本法と比較してその数が少なく、国民はあくまで被保護者としての立場となっています。しかしながら、自分の生命・財産を自ら守るという準備や意識がなくてはなりません。国や地方公共団体による保護を待っているだけでは、武力攻撃事態等においては、より大きな被害を受けかねません。それどころか、国家防衛にまで影響を与える可能性まであります。

令和2年、日本でも不幸なことにコロナウィルスによる感染が拡大しました。こうした感染対策においても、国、地方公共団体、関係公共機関等の行う各業務と、個人が感染予防で行う処置がそれぞれにあります。個人の感染予防処置は義務ではありませんが、個人の感染や症状悪化が国内に及ぼす影響は決して小さくありません。それと同様、国民保護法に規定されたそれぞれの役割や業務も、積極的に実施しなければ、日本国全体としての防衛はうまくいきません。

防衛協会会員の皆様には、国民保護法の理解と個人ごとの行動の成否が、国家防衛にも大きな影響を及ぼすことを理解いただき、防衛意識普及の一助としていただきたいと思います。

(2) 用語の定義

ア 国民保護法に規定する「武力攻撃」関連の用語の定義（第二条）

武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生、又は発生する明白な危険が切迫している事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し攻撃が予測される事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡・負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的災害

イ 武力攻撃事態の類型とその特徴

内閣官房の国民保護ポータルサイトでは、次の4つの類型を想定しています。

類 型	特 徴
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none">船舶からの上陸侵攻の場合、沿岸部が当初侵攻目標航空からの上陸侵攻の場合、沿岸部近くの空港が目標国民保護措置地域が広範囲、期間は長期に及ぶ
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none">発射段階での攻撃目標の予測困難弾頭種類の特定困難、かつ種類により被害大
ゲリラ・特殊部隊攻撃	<ul style="list-style-type: none">被害は突発的被害範囲は狭い範囲に限定、目標施設により被害大
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none">兆候察知は容易、攻撃目標予測は困難

自然災害とは異なり、武力攻撃事態は相手国が意思をもって武力により攻撃してきます。我が国が必要な対応をしなければ、武力攻撃は継続する可能性が大であり、時間の経過に伴い被害も拡大します。

我が国に対する武力攻撃には、自衛隊が主体となりこれに対応します。そして、国や地方公共団体等は、国民保護に取り組むことが規定されています。

(3) 国や地方公共団体等の責務について

ア 国の責務

基本的な方針を定め、適切な措置を講ずる等、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています（第三条）。

また、国民保護措置に関し、国民に対して情報提供をしなければなりません（第八条）。

なお、第五条（基本的人権の尊重）に基づき、措置の実施に当たっては、国民の自由と権利を尊重するとともに、仮にその権利に制限を加えざるを得ないときには、必要最小限のものに限られます。

イ 地方公共団体

当該区域において総合的に措置を行う責務を有しています（第三条）。

また、国民保護措置に関し、国民に対して情報提供をしなければなりません（第八条）。

国と同じく、第五条に基づき、国民の権利に制限を加えざるを得ない措置を実施する場合には、必要最小限のものに限られます。

ウ 指定公共機関

日本銀行・日本赤十字・日本放送協会等の公共的機関、及び電気・ガス・輸送・通信等の公益的事業を営む法人が指定されており、国民保護のための措置を実施する責務を有しています（第三条）。

エ 指定地方公共機関

電気・ガス・輸送・通信・医療等の法人、及び地方道路公社等の法人が、都道府県知事により指定され、各業務の実施に万全を期す責務を有しています（第三条）。

（４）国民の保護に関する計画の作成、及び措置の実施

ア 国

国は、対処基本方針及び国民の保護に関する基本指針を作成し（第三十二条）、これらに基づき国民の保護のための措置を実施しなければなりません（第十条）。

指定行政機関である各省庁は、国民の保護に関する計画（以下、計画）を作成し（第三十三条）、国民の保護のための措置（以下、措置）を実施しなければなりません（第十条）。

イ 都道府県

都道府県知事は、計画を作成し（第三十四条）、避難の指示等の措置を実施しなければなりません（第十一条）。

ウ 市町村

市町村長は、計画を作成し（第三十五条）、警報の伝達及び住民の避難等に関する措置を実施しなければなりません（第十六条）。

エ 指定公共機関及び指定地方公共機関

業務計画を作成し（第三十六条）、それぞれの業務に関する措置を実施しなければなりません（第二十一条）。

以上のように各組織は、国民の保護に関する計画を予め作成する義務があります。

各都道府県の計画は、内閣官房国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/> を通じて閲覧することが可能です。

(5) 行政機関の行う訓練、政府による啓発（第四十二条、第四十三条）

地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練には、住民の参加協力を要請することができます（第四十二条）。

武力攻撃事態等における避難の実施について、各個人では武力攻撃事態を想像しづらいし、どんな訓練をしたら良いのか、どんな準備をしたら良いのかも分からないと思います。よって、地方公共団体の行う訓練に参加協力を要請された場合には、是非とも積極的に参加して、武力攻撃事態等における避難行動に少しでも習熟していただきたいと思います。

また、政府は、国民保護措置の重要性について、国民に対して啓発に努めるよう規定されています（第四十三条）。

国民保護のための措置の重要性を、私たち一人一人がしっかりと理解するようにしましょう。

(6) 国民の協力等（第四条）

国民は協力を要請されたときに、自発的な意思により協力を努めるように規定されています。この際、強制されることはありません。

一方、災害対策基本法 第七条（住民等の責務）では、防災に関する責務を有する住民はその責務を果たすことが義務づけられています。また、必要な物資等を提供する業者は、災害時でもこれらの事業活動の継続実施が求められています。さらに、地方公共団体の住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄、その他自ら災害に備えるための手段を講ずることが求められています。細部はP 15 参照。

(7) 発見者の通報義務（第九十八条）

武力攻撃災害の兆候を発見した者は、直ちに市町村長等に通報しなければなりません。

この条文だけが、日本国民全員に対して義務を課しています。よって、国民として最初に武力攻撃災害の兆候を発見したら、通報の義務が生じます。

武力攻撃災害の兆候とは、不審な外国人等によるテロ活動、情報活動、砲弾の落下などです。

このためには、平素から地方公共団体等の行う訓練に参加し、各種武力攻撃事態による災害の状況やその兆候についての認識を持つことが必要となります。

最初の発見者の通報が遅れると、その被害は急速に拡大します。災害の現場に居合わせても、兆候を見抜けなかったり、通報先を知らなかったりすると、その人の不作為によって多くの国民に被害が拡大してしまう可能性が大了。繰り返しになりますが、どうか積極的に訓練等に参加するようにしてください。

武力攻撃災害の兆候の例（テロやゲリラの活動）

特殊な銃を所持（軍用銃）	同一場所に大量の動物死骸	重要施設への侵入者
 <p>特殊な銃を保持している人物は、迷彩服などの特殊服を着用。 (写真：防衛白書)</p>	<p>化学剤テロによる被害は比較的直ぐに発生。 特に、魚、動物などが不自然なほど大量に同一地域で死骸があれば、化学剤が使用された可能性が高い。 なお、生物兵器テロによる被害は、数日程度以上の潜伏期間を経て、発生することが多い。</p>	<p>原子力発電所・水力発電所・ダム等のインフラ設備、各省庁・都道府県庁の政治上の中核場所、イベント会場等の人員が集中する場所に、動きの素早い不審人物を見かけたら、訓練された特殊部隊、工作人員等の可能性あり。</p>

着上陸侵攻、ミサイル攻撃、航空攻撃は、自衛隊等の情報収集手段による発見が主になりますが、テロやゲリラ活動についての兆候発見は、住民の皆様の協力が極めて重要となります。

(8) 住民の避難に関する措置

ア 警報の発令および伝達等（第四十四条、第四十六条、第四十七条）

対策本部長（内閣総理大臣）は、国民を保護するため、警報を発令しなければなりません。その警報には、武力攻撃事態等の現状・予測、攻撃が発生した地域（迫る地域含む）、および住民等に周知させるべき事項等を含みます（第四十四条）。

都道府県知事は、警報の通知を受けたら、区域内の市町村長に通知しなければなりません（第四十六条）。

市町村長は、警報の通知を受けたら、その内容を住民等に伝達しなければなりません。その際、市町村長は、できる限り速やかに、サイレン、防災行政無線等の手段を活用して、その内容を伝達しなければなりません（第四十七条）。

住民は、市町村長から伝達されるサイレンの音や防災行政無線等による伝達内容を逃さないようにして、冷静に次の行動に移れるように準備しておきましょう。

特別なサイレン音については、内閣官房 国民保護国民保護ポータルサイトから聞くことができます。<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

警報の伝達を受けた地域の住民は、以下のような行動をとりましょう。

屋内にいる場合	ドア・窓を閉める。 ガス、水道、換気扇を止める。 ドア、壁、窓ガラスから離れる。
屋外にいる場合	堅牢な建物や地下街に避難する。 運転中の場合、道路外に駐車し、車のキーを付けたまま直ちに避難する。
共通	テレビ・ラジオ等から情報収集する。 爆発や火災の場合、タオル等で鼻と口を覆い、落下物が止まるまでテーブルなどの下に身を隠し、その後直ちに避難する。 がれきの下敷きになった場合、音（配管をたたくなど）を出して居場所を知らせる（声出しは最後の手段）。
避難指示が出た場合	指示に従い行動、指示された場所に避難する。 動きやすい服装（靴、長袖、長ズボン）になり、非常持ち出し品を携行する。 身分証明書（免許証、パスポート）を携行する。 家の戸締りをして、近隣住民に声かけする。

（内閣官房「国民保護ポータルサイト」を加工）

イ 避難の指示および避難住民の誘導（第五十二条、第五十四条、第六十一条）

対策本部長（内閣総理大臣）は、避難指示として、住民が避難するべき地域や避難先の地域を示さなければなりません（第五十二条）。

要避難地域を管轄する都道府県知事は、該当する市町村長を經由して、該当する地域の住民に対して、直ちに避難するべき旨を指示しなければなりません（第五十四条）。

市町村長は、避難を指示された市町村の住民のために、避難実施要領を定めなければなりません。その実施要領には、避難経路や手段、避難住民の誘導方法、誘導する職員の配置等が定められることとなっています（第六十一条）。

市町村の住民は、市町村長の定める避難実施要領を理解するためにも、平素の避難実施要領計画を一読しておくことが重要です。そして、避難指示が出された時には、被害状況に応じて計画が修正されることもありますので、市町村長がその都度定める避難実施要領に基づいて自主的に避難ができるようにしておいてください。

以上のように、住民に対しては市町村長が避難実施要領の内容を伝達するので、該当する地域の住民はその内容を理解し、自主的に行動することが重要です。住民避難は、市町村長からの強制ではなく、あくまでも誘導です。

避難施設については、内閣官房国民保護ポータルサイトから探せます。

<http://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/>

武力攻撃事態に応ずる避難行動の概要は、下記表のとおりです。

ゲリラ・特殊部隊		突発的な被害に備え、攻撃当初は屋内に避難する。 その後、指示に従い行動する。
弾道ミサイル		攻撃当初は、堅牢な建物や地下街に避難する。 サイレン音や緊急速報に注意し、その後の指示に従い行動する。
着上陸侵攻		予測された時点で、指示に従いあらかじめ避難する。 広範囲に多数の住民が遠方に避難するため、避難経路・手段について指示に従い、整然と避難する。
航空攻撃		兆候を察知した時点で、指示に従い堅牢な建物や地下街に避難する その後、指示に従い行動する。
共通	化学剤 (例) 神経剤 びらん剤 窒息剤 血液剤等	吸引しないよう口と鼻を布等で覆って、密閉された屋内（可能な限り上の階）、風上の高台に避難する。 汚染されたと思われる場合、服・時計・眼鏡など体に物質が付かないように着脱し、水・石鹼で体を洗う。 行政機関の指示する医師の診断を受ける（化学剤傷病者治療は一刻を争う）。 汚染された可能性のある水食物摂取は避け、一刻も早く汚染の危険を周囲に知らせる。
	生物剤 (例) 細菌 ウイルス	人との接触を避け、口と鼻を布等で覆いながら、密閉された屋内等感染のおそれのない場所に避難する。 以下、化学剤と同様の避難行動をとる（通常、潜伏期間があり発症の兆候があれば受診）。
	核物質	閃光や火球を見ないで、地下施設やコンクリート建物の緊急避難する上着を頭から被り、口と鼻を布等で覆い風下を避け、風向きと垂直方向に避難する。 屋内に避難したら、窓を閉め部屋を密封して、直ちに衣類等を脱いで密閉した袋に入れ、体を水石鹼で洗う。 以下、化学剤と同様の避難行動をとる。

(内閣官房「国民保護ポータルサイト」及び「民間防衛」スイス政府編を加工)

化学剤、生物剤の概要については、緊急災害医療支援学 <http://www.group-midori.co.jp/logistic/> から確認することができます。

ウ 避難所等における行動（第六十二条、第四百八条）

避難する住民は、食品、医薬品などの提供が受けられます（第六十二条）。

一方で、救援への協力を要請された場合には、地域のために可能な限り協力をするように努めてください。

国民に期待する協力としては、以下のことなどがあります。

- 住民の避難や被災者の救援の援助として、案内や情報提供などの援助
- 避難所において、消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助などの援助
- 衛生広報等のために保健所等が作成したパンフレットの配布の援助
- 避難訓練への参加による避難行動や援助行動の理解

国民の協力は、内閣官房国民保護ポータルサイトから確認することができます。

<http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shikumi/kyoryoku.html>

なお、都道府県知事が、あらかじめ政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しています（第四百八条）ので、都道府県の国民保護計画で確認してください。

家族が行方不明になったり、家族と離れ離れになったりした場合に、安否情報の提供が受けられます。そのためにも、逆に行方不明の家族について、また安否情報を知りたい家族については、積極的に市町村の担当窓口にお問い合わせをすることが重要です。住民からの情報要求があると、市町村長は安否情報の収集がより効率的に行えます。

(避難住民に関する安否情報の収集及び整理)国民保護法施行令第二十三条

市町村長は、避難住民について、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 男女の別
- 四 住所
- 五 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- 六 他、個人を識別するための情報

2 上記の避難住民について、避難住民復帰までの間、継続的に以下の情報を収集し、整理するよう努めなければならない。

- 一 居所
- 二 負傷又は疾病の状況
- 三 その他安否の確認に必要と認められる情報

個人情報保護のために、秘匿したいとの思いを持たれる方もありますが、離れ離れになった家族等のため、積極的な情報提供に努めることで、市町村の担当者は迅速に業務が処理できることとなります。避難住民となった方は、自らの安否情報をできるだけ速やかに市町村担当者に提供してください。

エ 生活関連施設等の安全確保（第百二条）

生活をするために必要不可欠な生活関連施設は安全確保がなされるように規定されています。

（生活関連等施設）国民保護法施行令第二十七条

- 一 発電所（最大出力五万キロワット以上）又は変電所（使用電圧十万ボルト以上）
- 二 ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備）
- 三 水道事業又は水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設等
- 四 鉄道関連施設（旅客の乗降、待合その他の用に供する施設で、一日平均利用者が十万人以上）
- 五 電気通信事業者が事業の用に供する交換設備
- 六 基幹放送事業者が行う国内放送の業務に用いられる放送局
- 七 港湾の係留施設等
- 八 空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設
- 九 河川ダム
- 十 危険物質等の取扱所

以上のように、武力攻撃事態等においても、指定公共機関による役割に応じた各業務が行われるように国民保護法及び同施行令で規定されています。

○放送事業者

警報等の放送が継続して行われます。

○電気・ガス事業者

住民に対して、適切な供給が行われます。

○運送事業者

避難住民の運送や緊急物資の運送が行われます。



（イラスト：小川清史常任理事）

2. 災害対策基本法における住民等の責務

我が国の危機管理体制は、武力攻撃事態等に対応する国民保護と自然災害等に対応する防災に区分されています。

ちなみに欧米諸国の危機管理体制は、武力攻撃事態等に対応する民間防衛という概念から、自然災害等に対応する市民保護を包括する形で整備されてきています。

いずれにしても、国民保護と防災とは、危機管理体制の二本柱になっておりますので、防災についても確認しておくことは重要であると思います。

そこで我が国の災害対策基本法について確認するとともに、国民保護においても活用できる内容を記述するとともに、2つの法律を比較することで、その理解をより深めていただきたいと思います。

(1) 災害対策の基本理念（第二条の二 第二項）

住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

(2) 住民等の責務（第七条）

住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(3) 国民保護における避難への活用

食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄

○ 3日分の備蓄（地震災害で電気水道ガスが停止した場合、救援までの間）

食品	ビスケット2箱、又はアルファ米4食分（箸、紙皿4回分） 缶詰4個（おかず）、板チョコ3枚 カップ麺2個（お湯を沸かせる携帯用ガスコンロも必要）
飲料水	ペットボトル2リットル×2本 同 500ミリリットル×4本（携帯用）
救急品	常備薬3日分、ガーゼ、絆創膏
衣服類	下着2組、防寒用セーター（必要に応じ、使い捨てカイロ） タオル2枚（ウェットティッシュ）、マスク3枚、軍手
情報収集等	携帯ラジオ（電池）、スマホ（携帯充電器） 筆記具、マッチ、又は使い捨てライター
貴重品	運転免許証、パスポート、保険証 通帳、印鑑、現金

（日本版 民間防衛、p258、図17を参照して加工）

○2週間分の必要物資（孤立することを想定した場合、離島の場合）

食品（保存に耐えるもの）	乾パン、ビスケット、ラスク、チーズ、魚・肉・果物の缶詰、 レトルト食品等40食分 チョコレート、インスタント・コーヒー
飲料水	ペットボトル2リットル×14
雑用水	同上
衣類	着替え用肌着、帽子、マフラー、 スリッパ、毛布、寝袋、 裁縫道具、簡易トイレ（大人用おむつ）
情報収集等	3日分と同じ
貴重品	同上

（民間防衛 スイス政府編、p305を参照して加工）

2週間分の必要物資の内、食品、飲料水、衣類などは密閉したプラスチック製の容器に入れ、湿気や生物・化学剤、放射線から防護する。また、一定の時期に新しいものと交換すること。

好きなおやつも非常食に！



（イラスト：小川清史常任理事）

3. 災害対策基本法との比較

我が国の危機管理体制は、自然災害に対応する防災と武力攻撃事態等に対応する国民保護に区分されています。一般に、諸外国では自然災害及び重大事故に対する措置を市民保護(civil protection)と称し、武力攻撃に対する被害の最小化を民間防衛(civil defense)と位置付けています。

両者の関連は、国により異なるものの、国民を保護する観点からは密接に関連しており、両者をともに理解しておくことが重要であり、主要な差異を比較することで、より理解が進むものと考え、以下に表として示します。

(1) 国民保護法と災害対策基本法との罰則規定の比較

対 象	行 為	国民保護法の罰則	災害対策基本法の罰則
危険物質等の取扱者	取扱所使用停止等の命令に従わなかった場合	一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金、又は併科	
都道府県知事による従事命令を受けた職員	警報発令、消防・水防等の応急措置、被災者救難を行わなかった者		六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金
応急措置実施に必要な物資の生産者、販売者、輸送業者	特定物資の保管、収用の命令に従わなかった者	六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金	同左
車両の運転手	禁止又は制限地域の緊急自動車以外の車両の通行禁止に従わなかった者	三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金	三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金
住民	設定された立入制限区域への立入制限、若しくは禁止、退去命令に従わなかった者	三十万円以下の罰金又は拘留	十万円以下の罰金又は拘留

上記のような主要な罰則規定を比較してみると、基本的には国民保護法の罰則は、災害対策基本法の罰則と、罰金の金額の違いは多少あるものの、ほぼ同程度の罰則規定となっています。

(2) 国、地方公共団体等の責務、及び国民（住民）の規定についての比較

	国民保護法の規定	災害対策基本法の規定
国の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な方針を定める。 ・ 措置を的確かつ迅速に実施 ・ 地方公共団体等の措置を支援 ・ 国全体としての万全の態勢を整備する責務 ・ 国民に対し、正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織及び機能のすべてを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務 ・ 基本となるべき計画を作成 ・ 法令に基づき災害予防、災害応急対策等を実施 ・ 地方公共団体等の業務等実施の推進とその総合調整と経費負担の適正化
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本方針に基づいて、自ら措置を的確かつ迅速に実施 ・ 区域内において、関係機関が実施する措置を総合的に推進する責務 ・ 国民に対し、正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県は防災に関する計画を作成、これを実施。区域内の市町村等の業務実施を助け、総合調整を行う責務 ・ 市町村は防災に関する計画を作成、これを実施する責務。区域内の公共団体等の組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、全ての機能を十分発揮するよう努める。
指定公共機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護法の定めにより、措置を実施する責務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県及び市町村の防災計画及び実施が円滑に行われるよう、所掌事務について、都道府県等に勧告し、指導し、助言し、その他適切な処置をとらなければならない。
国民（住民）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協力を要請されたとき、必要な協力をするよう自発的な意思により努める（強制ではない）。 ・ 自主防災組織やボランティアによる自発的活動は、国や地方公共団体により支援される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する責務を有する者は、誠実に責務を果たさなければならない。 ・ 必要な物資等を提供する業者は、災害時でもこれらの事業活動を継続実施し、国等が実施する防災施策に協力するよう努めなければならない。 ・ 地方公共団体の住民は、食品当生活必需物資の備蓄等自ら災害に備えるために手段を講ずる。防災訓練等への参加、過去の災害の教訓伝承等により防災に寄与するよう努めなければならない。
基本的人権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重 ・ 制限が加えられる場合は、必要最小限に限定 ・ 差別的取り扱い、思想及び良心の自由並びに表現の自由は侵すべからず。 	記述なし。

基本理念	記述なし。 ただし、基本指針を政府が定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合の被害の最小化及びその迅速な回復を図る。 ・国等公共機関の役割分担と相互の連携協力を確保し、住民の自発的防災活動を促進 ・人の生命及び身体を最も優先して保護 ・被災者による主体的な取組を阻害しないよう配慮し、適切に援護
------	-------------------------------	--

以上のように、国民保護法と災害対策基本法における国、地方公共団体等の責務、および国民（住民）の規定についての比較をしてみると、災害対策基本法の方がより強い義務的な表現が多くなっています。

国民（住民）レベルを比較してみましよう。国民保護法では、国民が国等から協力を要請された場合、あくまで自主的に協力するよう努めることとなります。一方、災害対策基本法では、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるために手段を講ずる責務があります。更には、防災訓練等への参加、過去の災害の教訓伝承等により防災に寄与するよう努める義務があります。

地方公共団体レベルを比較してみましよう。国民保護法も災害対策基本法も、区域内において、関係機関が実施する措置を総合的に推進する責務等はほぼ同様です。

こうした差異は、国民保護法と災害対策基本法の制定時の考え方の違いから生じています。国民保護法は、武力攻撃事態等における措置であり、国家が外交交渉等で行き詰まり結果的に武力攻撃事態を招いたことが前提です。よって、国、地方公共団体といった公的機関が責任をもって、国の招いた事態によって国民が被害を受けないように保護する法律になっています。

一方、災害対策基本法は、自然災害による被害発生に対する措置であり、住民は自然災害に自ら備えることが期待されており、その備えだけでは限界があるために地方公共団体や国家が措置をとる法律となっています。

4. 有事法制の研究

以下では、国民保護法をより理解していただくために、参考として、いわゆる「有事法制」研究から法制化までの過程を記述しました。

(1) 有事法制の議論の始まり

1976年(昭和51年)9月、旧ソ連のミグ25が函館空港に強行着陸するという事件が発生しました。その際、自衛隊は、旧ソ連軍が最新鋭兵器であるミグ25の秘密を守るために破壊行動を起こす可能性ありとの見積もりの下、政治命令がいつ来ても対応できるとく、訓練の名目で防御体制へと部隊の一部を出動させました。

この事件により、自衛隊が現行法体系では、国家緊急事態に対処できないという事実が公となり、有事法制研究が促進される端緒ともなりました。

防衛庁(当時)は、1978年(昭和53年)9月、有事法制研究の方針を明らかにした「防衛庁における有事法制の研究について」を公表しました。

(2) 有事法制研究の概要

有事法制研究に関する第1回目の報告が、1981年(昭和56年)に出され、その中で、研究の対象となる法令が3つに区分され、有事に際しての住民の保護については第3分類の所管省庁が明確でない事項に関する法令として整理されました。

この第3分類は、法制的に何らかの整備が必要であると考えられ、自衛隊の行動と関連はするものの防衛庁の所掌事務の範囲を超える事項が含まれているため、より広い立場からの研究が必要であるとして、区分されました。

この第1回目の報告によると、その各区分の検討状況は、第1分類である防衛庁所管の法令が優先的に検討されました。

ついで、第2分類である他省庁所管の法令は第1分類に引き続いて検討されることとされました。

第3分類については、どのような場で扱うことが適当であるか決定された後に、研究されることとされました。つまり、第3分類は、第1回目の報告では、未だ研究に着手されていない状況でした。

第2回目の報告が、1984年(昭和59年)に出され、そこでは第2分類に重点を置いて検討が進められました。第3分類に関しては、有事における住民の保護・誘導・避難等は、国民の生命財産の保護に直接関係し、自衛隊の行動にも関連することから、総合的な検討が必要とされるとの表現にとどまりました。

(3) 有事法制の研究から法律の成立・承認

○研究から立法化への動き

有事法制研究は、前述のとおり1978年(昭和53年)に有事法制研究の方針が打ち出され、研究が進められてきたものの、「近い将来の立法化はしないとの前提」での研究着手でした。よって、ただちに法律へ具体化されるには至りませんでした。

しかし、1991年(平成3年)に旧ソ連邦が崩壊し、それまでの国際秩序が大きく変化しました。変化した情勢の下、日米関係にも大きく変化と進展がみられました。1997年(平成9年)には20年ぶりに、1978年の「日米防衛協力のための指針」が見直され、その実効性を確保す

るため、周辺事態安全確保法等の法律が成立・承認されました。

この頃、我が国周辺でも危機感が高まりました。北朝鮮による、1996年（平成8年）の座礁潜水艦乗員の韓国侵入事案、1998年（平成10年）の弾道ミサイルの発射、1999年（平成11年）の能登半島沖での武装不審船事案、2001年（平成13年）の九州南西海域における武装不審船事案が発生しました。

こうした事態へ適切に対応することが問われることとなり、政治の場でも有事法制研究の立法化への動きが具体化することとなりました。

○国民保護法制の承認

1999年（平成11年）、自由民主党、自由党、公明党の三党合意で、第1分類、第2分類のうち早急に整備するものとしての合意が得られる事項を立法化すること、これ以外のもの及び第3分類については、今後は所要の法整備を行うことを前提に検討を進めることとされました。

こうした一連の有事法制立法化の動きの中で、2003年（平成15年）に武力攻撃事態対処法が施行され、翌年には事態対処法制関連7法として、いわゆる国民保護法制が承認されました。

○武力攻撃事態対処法について

同法は、国民保護法制の上位法となることから、その概要を参考として抜粋を別紙第2に記述します。

おわりに

以上、武力攻撃事態等に備えた、国民保護法に基づく行動を述べました。

防衛協会会員の皆様が幅広く国民に同法を広めていただくための一助となりましたら、幸甚です。

国民保護法そのものは、「はじめに」で述べた通り、条文数が多くて、かつその法律のみでは理解が難しいと感じていました。そこで、国民としての行動の観点から述べることを目指すと共に、同法施行令、内閣官房国民保護ポータルサイト、先行の参考図書を参照にしつつ、災害対策基本法と比較することで、理解を促進できるように工夫してみました。

防衛協会の目的である「防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与する」ための活動として、国民保護法制を普及していただきたく存じます。

平成十六年法律第百十二号
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）

第一章 総則

第一節 通則

(目的) 第一条

武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、

- 国や地方公共団体等の責務、
- 国民の協力、
- 住民の避難に関する措置、
- 避難住民等の救援に関する措置、
- 武力攻撃災害への対処に関する措置、

その他の国民保護等に関して、必要な事項を定めている。

(定義) 第二条

(1) 武力攻撃等についての定義

国民保護法では、武力攻撃等の用語は、事態対処法等に規定する当該用語の意義による。

(国や地方公共団体等の責務) 第三条

(1) 国の責務

国全体として万全の態勢を整備する責務

ア 平素

国民保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定める。

イ 武力攻撃事態等

- 国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施
- 地方公共団体等が実施する措置を的確かつ迅速に支援
- 国費による適切措置を講ずる。

(2) 地方公共団体

国の基本的な方針に基づき、当該区域において総合的に措置を推進する責務

(3) 指定公共機関

政令及び内閣総理大臣公示で指定され、国民の保護のための措置を実施する責務

- 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字、日本放送協会その他の公共的機関
- 電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人

(4) 指定地方公共機関

都道府県知事が指定し、相互に連携協力し、的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

- 電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人
- 地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人

(国民の協力等) 第四条

国民の協力

○国民は、協力を要請された時、必要な協力をするよう努める。

○自主防災組織及びボランティアによる自発的な活動は、国等から支援を受けられる。

(国民に対する情報の提供) 第八条

○国及び地方公共団体は、正確な情報を、適時・適切な方法で提供しなければならない。

○国及び地方公共団体等は、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法で迅速に提供するよう務めなければならない。

第二節 国民の保護のための措置の実施

(国の実施する国民の保護のための措置) 第十条

○国は、対処基本方針及び第三十二条第一項の規定による国民の保護に関する基本指針に基づき、国民の保護のための措置を実施しなければならない。

(都道府県の実施する国民の保護のための措置) 第十一条

○都道府県知事は、対処基本方針が定められたときは、この法律其他法令の規定に基づき、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画で定めるところにより、国民の保護のための措置を実施しなければならない。

住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置等

(自衛隊の部隊等の派遣の要請) 第十五条

○都道府県知事は、国民の保護のための措置を円滑に実施するため、防衛大臣に対し、部隊等の派遣を要請できる。

○対策本部長（内閣総理大臣）は、前項の要請が行われない場合、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を求めることができる。

(市町村の実施する国民の保護のための措置) 第十六条

○市町村長は、対処基本方針が定められた時は、この法律其他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、国民の保護のための措置を実施しなければならない。

警報の伝達、避難実施要領の策定、救援の実施、安否情報の収集及び提供、退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、水の安定的な供給、武力攻撃災害の復旧に関する措置、等

(自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等) 第二十条

○市町村長は、都道府県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

○市町村長は、前項の求めができないとき、国民の保護のための措置を円滑に実施するため、防衛大臣に連絡することができる。この場合、防衛大臣は、速やかに対策本部長（内閣総理大臣）に報告しなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置) 第二十一条

○指定公共機関及び指定地方公共機関は、対処基本方針が定められたときは、国民の保護に関する業務計画、または指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、その業務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

第四節 国民の保護に関する基本指針等

(基本指針) 第三十二条

○政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針を定めるものとする。

(指定行政機関の国民の保護に関する計画) 第三十三条

○指定行政機関の長は、基本指針に基づき、第十条第一項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に関し、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

(都道府県の国民の保護に関する計画) 第三十四条

○都道府県知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

(市町村の国民の保護に関する計画) 第三十五条

○市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画) 第三十六条

○指定公共機関は、基本指針に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

○指定地方公共機関は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

第六節 組織の整備、訓練等

以下では、国民に対していかなる協力要請が行われるのか、またいかなる情報提供が行われるのかを具体化し、その際の国民としての望ましい行動を例示する。

(訓練) 第四十二条

地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、住民に対して当該訓練への参加について協力を要請することができる。

(啓発) 第四十三条

政府は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性について、国民に対する啓発に努めなければならない。

第二章 住民の避難に関する措置

第一節 警報の発令等

(警報の発令) 第四十四条

○対策本部長（内閣総理大臣）は、武力攻撃から国民を保護するため、基本指針等で定めるところにより、警報を発令しなければならない。

○警報に定める事項

- ・武力攻撃事態等の現状・予測
- ・攻撃が迫るか、発生した地域
- ・住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(都道府県知事による警報の通知) 第四十六条

都道府県知事は、総務大臣から警報の伝達の通知を受けたときは、直ちにその内容を区域内の市町村長等に通知しなければならない。

(市町村長による警報の伝達等) 第四十七条

市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、できる限り速やかに警報の内容を通知しなければならない。

第二節 避難の指示等

(避難措置の指示) 第五十二条

対策本部長（内閣総理大臣）は、避難措置の指示に以下のことを示さなければならない。

- 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- 住民の避難先となる地域（避難先地域）

(避難の指示) 第五十四条

要避難地域を管轄する都道府県知事は、市町村長を經由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難すべき旨を指示しなければならない。

第三節 避難住民の誘導

(避難実施要領) 第六十一条

市町村長は、当該市町村の住民に対し避難指示があったときは、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。避難実施要領に定める事項は、以下の通り。

- 避難経路、避難の手段 等
- 避難住民の誘導方法、誘導する職員の配置 等

第三章 避難住民等の救援に関する措置

第一節 救援

(救援の実施) 第七十五条

都道府県知事は、避難住民等に対し、避難施設その他の場所において、以下のような救援のうち必要と認めるものを行わなければならない。

- 1 収容施設（応急仮設住宅含む）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療の提供及び助産
- 5 被災者の捜索及び救出
- 6 埋葬及び火葬
- 7 電話その他の通信設備の提供

(市町村長による救援の実施等) 第七十六条

市町村長は、都道府県知事の指示による救援事務の他、都道府県知事が行う救援を補助する。

(日本赤十字社による措置) 第七十七条

日本赤十字社は、都道府県知事が行う救援に協力しなければならない。

(救援への協力) 第八十条

都道府県知事又は都道府県の職員は、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請することができる。

第二節 安否情報の収集等

(市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集) 第九十四条

- 1 市町村長は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報を収集し、及び整理するよう努める。
- 2 都道府県知事は、市町村長から報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努める。

第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置

第一節 通則

(発見者の通報義務等) 第九十八条

武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

第二節 応急措置等

(生活関連等施設の安全確保) 第二百条

都道府県知事は、政令で定める生活関連等施設のうち、生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある施設
- 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設

第五章 国民生活の安定に関する措置等

第二節 生活基盤等の確保に関する措置

(電気及びガス並びに水の安定的な供給) 第三百三十四条

- 1 電気事業者及びガス事業者は、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 水道事業者は、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(運送、通信及び郵便等の確保) 第三百三十五条

- 1 運送事業者は、旅客及び貨物の運送を確保するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 電気通信事業者は、通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な津伸を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。
- 3 郵便事業を営む者及び一般信書送達事業者は、郵便及び信書送達を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(医療の確保) 第三百三十六条

病院その他の医療機関は、医療を確保するため必要な措置を講じなければならない。

**武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
(抜粋)**

○目的（第一条）

武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定める。

○基本理念（第三条）

武力攻撃事態等への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

○国の責務（第四条）

武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有する。

基本理念にのっとり、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

○地方公共団体の責務（第五条）

住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有する。

他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

○指定公共機関の責務（第六条）

他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

○国民の協力（第八条）

国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性に鑑み、必要な協力をするよう努める。

参考文献等

- 1 「民間防衛」スイス政府編、原書房、2019年9月。
- 2 「民間防衛 日本版」濱口和久 他著、青林堂、2018年8月。
- 3 「国民保護をめぐる課題と対策」武田康裕 編、防衛大学校先端学術推進機構グローバルセキュリティーセンター、2018年8月。
- 4 「『平和安全法制』の概要」内閣官房 内閣府 外務省 防衛省。
www.cas.go.jp/jp/houan/150515_1/siryou1.pdf (as of 2020.4.24)
- 5 内閣官房 国民保護ポータルサイト。
<http://www.kokuminhogo.go.jp> (as of 2020.4.24)
- 6 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、平成十六年法律第百十二号、附則（平成三〇年六月二七日法律第六七号）。
- 7 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令、平成十六年政令第 二百七十五号、附則（平成三〇年十一月二一日政令第三一九号）。
- 8 災害対策基本法、昭和三十六年法律第二百二十三号、附則（平成三〇年六月二十七日法律第六六号）。
- 9 「有事から国民を守る―自治体と国民保護法制―」国民保護法制運用研究会、東京法令出版、2004年3月。
- 10 「あなたと街を守るために 国民保護のマニュアル」全国防衛協会連合会・編、原書房、2006年9月

全国防衛協会連合会

発行日 令和3年3月31日
編集発行 全国防衛協会連合会
〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町13番地
東京洋服会館9階
電話 03-5579-8348
FAX 03-5579-8349
E-mail jim@ajda.jp
URL <https://ajda.jp>

印刷 株式会社日刊スポーツPRESS
〒104-0045 東京都中央区築地3-5-10
電話 03-5550-8210
URL <https://www.nikkansp.co.jp/>



全国防衛協会連合会
All Japan Defense Association

〒162-0844

東京都新宿区市谷八幡町13番地

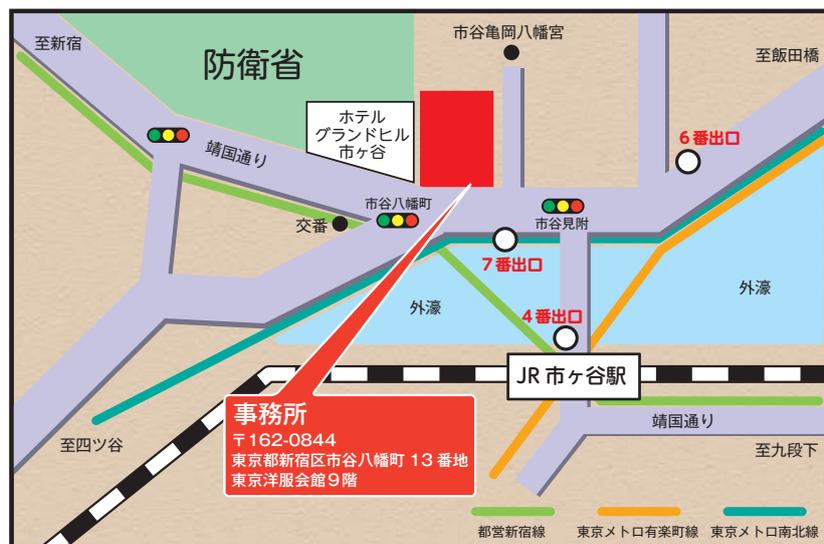
東京洋服会館9階

電話：03-5579-8348

FAX：03-5579-8349

Mail：jim@ajda.jp

HP：https://ajda.jp



●JR 総武線・都営新宿線・東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」より徒歩3分